

入札監理小委員会
第604回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第604回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年10月23日（金）14：23～16：08

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等

（国土交通省）

○港湾、空港における発注者支援業務

（国土交通省）

○教育訓練講座受講環境整備事業

（厚生労働省）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、梅木副主査、関野副主査、加藤専門委員

（国土交通省）

大臣官房 技術調査課 近藤建設システム管理企画室長
渡邊課長補佐

（国土交通省）

港湾局 技術企画課 内藤建設企画室長
今津品質確保企画官
三浦課長補佐

（厚生労働省）

人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室 河嶋参事官
辻野職業能力開発指導官
石川係長

（事務局）

小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第604回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「道路、河川、ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項（案）について、国土交通省大臣官房技術調査課近藤建設システム管理企画室長より御説明をお願いしたいと思います。

○近藤建設システム管理企画室長 国土交通省大臣官房技術調査課の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、道路、河川等の発注者支援業務等に関しまして、今年度の民間競争入札実施要項（案）の改定に向けました取組と改定内容等につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料A-8というものを御覧いただければと思います。こちらは昨年度、発注者支援業務等に関する業務説明会を行っておりますけれども、その業務説明会に参加をしていただいた建設コンサルタント等に対しまして、入札参加要件等に関してアンケート調査を実施したものでございます。

1 ページ目の目的の2つ目のパラグラフにございますとおり、お聞きした対象業務といたしましては、1者応札の割合が8割を超えている積算技術業務ですとか技術審査業務、あるいは公物管理補助業務、こういったものに絞ってお伺いをしているということでございます。290者の方に依頼をいたしまして、211者から回答を得ているところでございます。

2 ページ目をお開きください。2 ページ目が、その結果をまとめたものでございます。左側が企業及び管理技術者に求める業務実績、右側が技術者の資格要件、これらにつきまして現状のままでよいか、緩和したほうがいいのか、あるいは厳しくしたほうがいいのかという、この3つの選択肢によりましてアンケートを取った結果を円グラフで示しておりますけれども、御覧のとおり、青色の「現状のままで良い」という回答がいずれも9割以上を占めているところでございます。

ただ一方、オレンジ色の部分でございますが、「緩和したほうが良い」という御意見につきましても、今回、一定程度頂戴をしているということから、今年度もその要件の拡大について検討を行ったということでございます。

3 ページ目を御覧ください。「入札参加要件をどのように拡大をすれば参加しますか」という質問に対しましていただいた具体的な御意見を記載しております。上段に記載のとおり、緩和に関する御意見といたしましては、「行政事務補助業務を業務実績としてほしいで

す」などをはじめ、御覧の4つの御意見をいただいております。これについては後ほどまた詳しく御説明をします。

そのほか、下段のほうに記載をしておりますけれども、その他の御意見といたしまして、「業務に精通した技術者・経験者がいない」ですとか、「技術者不足が解消されないと参加は難しい」といった技術者不足に関する意見を特に多くいただいているところでございます。

4ページ目を御覧ください。先に技術者不足についてももう少し詳しい説明をさせていただきますけれども、4ページ目は積算技術業務、技術審査業務、そして公物管理補助業務のそれぞれにつきまして、入札に参加しにくいという御意見をいただいたもののうち、その理由といたしまして技術者不足を挙げている意見の割合を円グラフで示したものでございます。

御覧のとおり、赤と青の部分でございますけれども、大体7割程度が技術者不足というものを要因として挙げていただいております、そういった意味からも、1者応札の要因として、技術者不足というものが大きな割合を占めているという結果となっております。

5ページ目を御覧ください。5ページ目以降では、先ほどの3ページに記載の要件緩和に関する御意見を踏まえまして、具体的な要件緩和の案を示したものでございます。

まず、1点目でございますけれども、5ページ目の四角書きでございますとおり、「行政事務補助業務を業務実績としてほしい」ですとか、「業務実績の緩和や拡大が必要と思われる」といった御意見を頂戴しております。

検討いたしました結果、今回、公物管理補助業務につきまして、行政事務補助業務を業務実績に関する要件として新たに追加することといたしました。

なお、公物管理補助業務のみを対象としておりますけれども、この理由といたしましては、行政事務補助業務といいますのは道路ですとか河川の事業計画に関する資料の作成、住民説明会、あるいは関係機関協議に必要な資料作成を行うという業務でございます、その業務内容に鑑みますと、道路や河川などの公物管理との類似性が強い。一方で、積算ですとか、技術審査といった発注者支援業務との類似性ということであると、そこはあまりないのかなと判断したということでございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。要件緩和の案の2点目でございます。上の四角でございますとおり、公物管理補助業務について、管理技術者の同種・類似の実績がないので、入札に参加できないという御意見でございます。

そこで、検討いたしました結果、下にございますけれども、下のまず2つ目のポツのところですが、公物管理補助業務に関しまして、今回、同種業務として発注者支援業務を新たに追加することといたしました。

また、1つ目のポツの話ですが、発注者支援業務については、実はもともと類似業務のほうに公物管理補助業務というものが入っておったところがございますけれども、先ほどの2つ目のポツの話と連動いたしまして、今回、発注者支援業務のほうにも公物管理補助業務を同種業務のほうに位置付けることにいたしてございます。

続きまして、7ページ目でございます。3点目でございますが、こちらも四角にございますけれども、管理技術者の経験年数ということで、技術的行政経験が25年以上、あるいは担当技術者の経験として10年以上というものを緩和していただきたいという御意見を頂戴しているところでございます。

この御意見を踏まえまして、今回、管理技術者の行政経験につきましては「25年以上」から「20年以上」に、担当技術者の行政経験につきましては、「10年以上」から「5年以上」に変更することを考えてございます。

以上3点が、今年度の民間競争入札実施要項（案）の改定内容でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。ここからは公物管理補助業務を対象に、望ましい契約期間や発注ロットにつきまして、アンケートで伺っております。

まず、契約期間でございますけれども、昨年のアンケート結果と同様の傾向になっておりますが、単年、2か年、3か年、4か年、それぞれの区分で見ますと、単年度契約の御希望が最も多く、次いで2か年が多いという結果となっております。

一方、単年と複数年という分けで見ますと、複数年の割合が多くなっているということでありまして、これを踏まえまして、引き続き、単年と併せて複数年契約での発注というものを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、9ページ目でございます。こちらは望ましい発注ロットについて聞いたものです。いずれの業務も3,000万円以下が最も多く、次いで4,000万円以下ということですが、4,000万円と3,000万円を合わせますと過半を占めているということですので、今後も引き続き、4,000万円以下のロットでの発注を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、10ページ目でございます。こちらの10ページ、11ページは昨年度の要件緩和の内容を記載しておりますけれども、10ページの表にございますとおり、昨年

度は発注者支援業務と公物管理補助業務につきまして、管理技術者の資格要件の類似業務にこれまで土木工事の管理技術者としての業務のみ認めていたものを、新たに主任技術者の業務を類似業務として追加したものでございます。

この要件緩和につきましてアンケート調査を行った結果を、11ページに示してございます。御覧のとおり、「入札参加へのハードルが下がったと感じる」ですとか、「都道府県が発注する工事では、主任技術者での技術者登録が多いため、よい取組である」といった賛成の意見を多く頂戴しております。

なお、少数意見ではございますけれども、その他に書いておりますが、「類似業務での緩和は同種業務との間で評点に差が出るため、指名される可能性が低く参加しないケースもある」といった意見も頂戴しているところでございます。

12ページ目でございます。12ページ目は、これまで御説明したアンケート調査の結果に加えまして、昨年度の業務説明会に参加した企業に対しましてヒアリングを行っておりますけれども、その内容をまとめたものでございます。

こちら要件緩和の御意見として、拡大のところでございますけれども、公物管理補助業務の業務資格要件の緩和という御意見をいただきました。これにつきましては先ほどのアンケートの6ページでいただいた結果と同じような御意見でございますので、6ページのような形で対応させていただいております。

その他の御意見は、アンケートの4ページ目で説明をいたしましたけれども、技術者不足に関する意見をその他に書いておりますけれども、多くいただいております。その他の意見の中には、管理技術者の下から2つ目のポツですけれども、管理技術者になるための若手育成として、若手技術者を補助的に活用し、経験を積ませているといった非常に意欲的な御意見もいただいているということで、併せて紹介をさせていただいております。

続きまして、13ページ目でございます。昨年度に引き続きまして、今年度も業務の公告前に説明会を開催いたしまして、実施要項の変更部分につきまして、13ページ下のよう形で変更箇所を赤書きで分かりやすいように表示するなど、工夫をしながら説明を実施する予定でございます。

なお、今回は新型コロナの感染拡大状況もございますので、その辺も踏まえまして、具体的な開催方法は各地方整備局等で判断をさせていただきたいと考えております。

14ページ目でございます。これも昨年同様ですけれども、問合せがしやすいように、説明資料に問合せ窓口をこのような形で明記することを考えております。

以上が資料A-8の説明でございます。

続いて、A-6を御覧ください。これは発注者支援業務に対するパブコメを行った結果をまとめてございます。

1枚目にございますとおり、意見をいただいた方々の人数といたしましては、法人を含めまして13名、総意見といたしましては、右下にあるとおり44件いただいております。法人の方々は、おおむね発注者支援業務等を受注された実績のある方々ということであります。

時間の関係で詳細な説明は割愛をいたしますけれども、いただいた御意見としては、表現の適正化に関する御指摘のほか、例えばめくっていただいて、3ページ目の3番ですとか4ページ目の5番などに書いてありますけれども、例えば入札手続日数に関する御意見などもいただいておりますけれども、現状のスケジュールで手いっぱいのところもございまして、先ほど説明をさせていただいた案のとおり形で進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、A-7を御覧ください。こちらは発注者支援業務等の実施要項の概要一覧ということで、別途資料A-2のほうにつけさせていただいておりますけれども、その抜粋をしてまとめたものでございます。赤字のところは昨年度のものからパブコメ前に修正した箇所、青字がパブコメを踏まえて修正した箇所となっております。赤字につきましては、例えば1ページ目の真ん中の右側にありますけれども、発注者支援業務の同種業務に公物管理補助業務を追加するなど、先ほどA-8で説明をさせていただいた内容を記載しております。

なお、1点だけこのほかに、同じく1ページ目の真ん中の左側でございますけれども、昨年度実施した管理技術者の類似業務に主任技術者を追加するというところで、前回誤って「管理技術者及び主任技術者の業務」というふうに記載をしてしまいましたが、正しくは「管理技術者又は主任技術者の業務」ということでございますので、そこを修正しております。

パブコメ後に修正をした内容といたしましては、ちょっと分かりにくいですが、1ページ目の左下に青で記載をしておりますけれども、「当該事務所」という表現を今回「当該事務所等」に修正をしております。これは、北海道開発局につきましては発注担当部署が事務所ではなく、開発建設部であるという指摘を踏まえたものとなっております。

最後、A-10でございます。先ほどの業務説明会の概要について記載をしております。

内容としては御覧のとおりでございまして、先ほどもちらっと説明をしたので、説明そのものは省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

関野先生、お願いいたします。

○関野副主査 御説明ありがとうございました。かなり要件緩和をされたということですが、今御説明にありましたA-8のアンケートの結果のところでは質問ですが、2枚目では92%の方が今のままでよいと言ったんですが、7から8%の方は緩和してほしいと言った、その7から8%の人の要件緩和のものを受けたというのが、それから下の6ページとか7ページなんだと。つまり、あまり重要性がないということなのかということをお聞きしたいんです。ほとんどの方はそのままでもいいけれども、少数意見を聞いて要件を緩和しましたという理解でよろしいのでしょうか。

○近藤建設システム管理企画室長 御指摘のとおりでございますけれども、もう一つ、前回の委員会でも御指摘いただいたとおり、1者応札の割合が改善をされないところもございまして、少しでもできる要件緩和はないかという検討をさせていただいたところでございます。

○関野副主査 ありがとうございます。

それで今度、パブコメの話なんですけれども、例えばパブコメの6ページの工事監督支援業務だと、御意見の中にとにかく、要望の中に若手技術者の無資格の方を配置できるように希望しますと言うんですけれども、これはできないという回答でございますが、こういうのは多分、ごく少数の御意見なんだろうけれども、これなんかは先ほど言ったとおり、若者支援ということなので、なぜ駄目なのかなという感じがちょっといたしました。

あと、12ページですか、道路のほうにつきましては、予定担当技術者の資格については市町村の実績も入れてもらいたいと言うんですが、認められないという回答ですが、これはほかにも出てくるんですけれども、何で地方公共団体、市町村、工事が小さいという意味だと思いますけれども、資格としては認められないのかなというのがちょっと疑問ではあるんですが、お答え願いますでしょうか。

○渡邊課長補佐 技術調査課の渡邊と申します。

ろです。

発注金額の件につきましては、技術者単価をどういうふうに設定するかという話ですけれども、これは毎年度調査をかけた上で、調査の実績に基づいて設定をさせていただきますので、そこは不当に安いとか、そういったことはないのかなと考えているところです。

○梅木副主査 分かりました。ありがとうございます。やはり人手不足、経験者、必要な人材がなかなか見つからないというところに対して、どういうふうに要件を緩和していくかということが重要ではないかということで、今回の変更を検討されているということですね。コストのほうも見直されてということだと理解いたしました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。加藤先生、お願いします。

○加藤専門委員 加藤です。どうも御説明ありがとうございます。

今のことにちょっと関連してですけれども、単純な話ではないと思うんですけども、すごく単純化して考えると、技術者不足を解消するのは、後半のアンケートにあったように、例えば複数年で契約するとか、発注ロットを、それもどういったものかにもよるかだと思いますけれども、発注ロットが大きくなれば、ある程度技術者を効率的に使うこともできると思うんです。

けれども、技術者は不足しているとアンケートでは答えながら、発注ロットは今のままがいいという答えというのは、アンケートする側の必ずしも合理的ではない答えということも含まれているのかなという形でアンケート結果を見ると、発注ロットを過剰に増やすのは問題ですけれども、大きくすると技術者の不足を解消する一つの手段になるのかと思うんですけれども、それは間違っていますか。

○近藤建設システム管理企画室長 すみません。もう一度最後のところをお願いします。

○加藤専門委員 技術者の不足を解消する一つの方法として、発注ロットを大きくするというのはあり得るのかなと思うんですけども、そんなことはないですか。

○近藤建設システム管理企画室長 管理技術者という観点では、そのとおりだと思います。

技術者不足を一くくりでくくってしまっているところはある意味問題かもしれませんが、担当技術者ということであると、ロットが大きくなると、必要な担当技術者も増えてしまいますので、そこは必ずしもそうではないと思いますが、管理技術者についていえば御指摘のとおりです。

○加藤専門委員 ただ、担当技術者の数となると、そもそも総発注量が今の技術者に対し

て多過ぎるということに近づいてくるので、年間の発注数を減らして、技術者に見合うようなものにするくらいしかないのかなと思ったりするんですけども、なかなか難しいのか。唯一できるのは、管理者が不足しているとするならば、そこに対しての考えはあり得るのかなということをちょっと思いました。

今回の修正に関しての確認なんですけれども、最初、資格の緩和の話です。A-8の5ページ目で、行政事務補助業務を追加したのは、発注者支援だと業務の種類が違うから公物管理だけでしたというのは、それはそうかなと思うんですけども、次のページにいくと、発注者支援の同種として公物を扱うって格上げしたんですよ。そこを基準に考えると、ここに行政補助業務も入ってくるという論法も成立する気がするんです。なので、バランスでいうと、発注者支援業務の公物は同種ではなくて、類似なのかなという気もしないでもないんです。

恐らく一気に拡大ということになると、5ページ目とのバランスを考えると、ここにも行政事務補助業務ということが入ってくるほうがバランスがいいのかなということも思ってしまったんですけども、どうですかね。

○近藤建設システム管理企画室長 御指摘の話も実は内部で議論をいたしましたけれども、行政事務補助業務の実績をもって、いきなり発注者支援業務に手を挙げられるとなると、そこは業務の性質からすると、やや飛び過ぎではないかと思ひまして、行政事務補助業務の実績のある方は、まずは公物管理のほうで実績を積んでいただいて、それをもってさらに発注者支援業務に広げていただく。そういうやり方のほうがいいかなと考えております。

○加藤専門委員 公物を類似から同種にしたことは、そんなに問題はなさそうだなという判断をされたということですね。

○近藤建設システム管理企画室長 そういうことでございます。

○加藤専門委員 了解です。分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにございますでしょうか。井熊主査お願いします。

○井熊主査 いろいろ検討されているというのは、さっきの関野さんのお話と梅木さんのお話にあるように、もう一步踏み込んでほしいなという感じがするんですよ。

例えば私も先ほどのパブリックコメントを見ていて、若手の人、経験のない人は何で駄目なんだろうなど。今国を挙げてデジタル化、DXということをやっているときに、その現場に経験者がいなくなるのはいけないということにあまりにこだわるのは、そういう動きと違うのかなというふうにも思ったりして、技術者が絶対的に不足していく中で、いか

に少ない技術者で一つ一つの現場を回していかななくてはいけないのかということに関して、もう一步どこまで踏み込むのかということをお検討いただけないのかなと思います。

○近藤建設システム管理企画室長 ありがとうございます。先ほど、回答できていませんでしたけれども、実は業務区分によりまして、例えば積算技術業務に関しては、1名は資格要件を満たしていなくても配置は可能という見直しは過去にさせていただいております。

先ほど先生から御指摘のあったとおり、工事監督支援業務についてはそういう要件緩和はいたしておりません。工事監督支援業務というのは担当者一人一人が現場に立って、元請に対して必要な指示をするということでもあります。対しまして積算技術業務は、1人ぐらい資格を持っている人がいなくても、それは資格を持っている人が隣について、指導しながらやるというのができますので、そういう資格要件にしています。

ですので、全くやっていないということではなくて、例えば積算技術業務ですとか、道路許認可業務ですか、こういったものは既に1人とか、有資格者じゃなくてもいいよという緩和はいたしてありますので、逆に言うと、そういった業務区分のほうで若手も経験を積んだ上で、さらにほかの、例えば工事監督支援業務は資格を取った上でチャレンジをしていただければと考えております。

○井熊主査 そうやって、この仕事であれば現場に専門家はいてもいい、これだったらいなくてもいいというのは、官側が決めるのではなくて、民間側が創意工夫をもって、デジタル技術などを使って、これだったら現場に経験者はいなくても大丈夫だという提案を出してきたときに、それを受け入れられるようにしていくというのが今の流れではないかと思えます。そういう意味でもう一步、その辺も含めて緩和の要件を検討いただけないかと思えます。

○近藤建設システム管理企画室長 今年度すぐにとというのはなかなか難しいところではありますが、先生御指摘のとおり、デジタル化というのは今、政府全体の方針でもございますので、今後の課題ということで検討させていただければと思います。

○事務局 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

関野先生、お願いします。

○関野副主査 先ほども今後の工事監督支援業務の意見に対する考え方で、場所が離れている場合があるので、速やかに若者、経験のない人は対応することはできないんじゃないかと書いてあるんですけども、今の井熊先生の話と同じなんですけれども、携帯電話やズームでも使ってやれば、現場を映しながら、必ず1人は経験者がいるわけなので、その

方に質問して、その場で解決するということができると思うんです。

なので、最初から資格として駄目だと言われちゃうと創意工夫ができなくなるので、業者の方がどう対処するか分からないので、業者の対処の仕方によっては考えますぐらいの回答がよいのではないかと思った次第です。御検討よろしく申し上げます。間に合わなければ仕方ないと思いますので。

○近藤建設システム管理企画室長 すみません。短い間に結論を出すというのは非常に難しいと思いますけれども、デジタル化に向けた課題ということで認識をしておりますので、今後の課題ということで検討させていただければと思います。

○事務局 ほかにございますでしょうか。井熊主査よろしく申し上げます。

○井熊主査 ここまで国土交通省がいろいろな御検討されたということは、各委員認識していただいているところなんですけど、ただ、もう一步御検討いただけないかということに関しまして何点かあったと思いますので、その点について持ち帰って御検討いただいて、その検討を事務局を通じてお知らせいただけないかと思います。その上で各委員が確認した後に手続を進めるようにしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○関野副主査 結構です。

○井熊主査 では、そういう形で進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

(国土交通省退室)

(国土交通省入室)

○事務局 続きまして、「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項(案)について、国土交通省港湾局技術企画課内藤建設企画室長より御説明をお願いしたいと思います。

○内藤建設企画室長 国土交通省港湾局技術企画課内藤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから、港湾、空港における発注者支援業務の次年度の要項改正の変更について御説明いたしますが、まず今年も夏に事業者のほうにアンケートをしておりますので、そちらの報告、御説明からさせていただこうと思います。資料を御覧いただければと思います。

まず、1枚目のところに、アンケート調査の概要というものを載せてございます。本年も港湾、空港における発注者支援業務について、今後さらに民間企業の参入を促進し、競

争性向上を図っていくためにはどうしたらよいのか、民間の方が参入しにくいと感じているところはどこかというところにあるのかというのを把握するためにアンケートを実施してございます。

1 ページの真ん中辺りにございますが、概要としまして、対象企業としましては今年度135社にアンケートを送付、メール等してございます。

135社の内訳はその下に書いてございますが、昨年度も同様のアンケートをしてございますが、昨年度アンケートの対象としました116社に加えまして、今年度新たに港湾、空港の発注者支援業務の入札説明書をダウンロードした建設コンサルタント企業19社ございましたので、合わせて135社ということで、昨年よりも1割ほど多い企業に対してアンケートを実施してございます。

期間としましては、8月11日から25日までの2週間ということで協力をお願いしまして、一番下でございますとおり、104社、77%の会社から回答をいただいております。この回答率としましては、昨年と同等の割合でございました。

続きまして、2ページ以降にアンケート調査の結果を載せてございます。アンケートの項目も多岐にわたりますので、一つ一つ御説明はできませんが、ポイントを絞って御説明をしたいと思います。グラフの右側に枠囲いで少しコメントを入れてございます。

最初に、各会社に対して、最近の状況としまして業務量が増加していますかということ、また受注業務において技術者確保に苦慮したりしていませんかということでお聞きしたところ、右側にも書いてございますが、業務の受注量が増加していると感じている会社が約5割、そしてその中で技術者の確保は、約8割の会社が技術者確保で苦労しているという回答でございました。こちらも大体昨年と同レベルの割合でございました。

そして、問2以降でございますが、問い立てとしましては去年のアンケートと一緒になんですけれども、聞き方をもう少し丁寧にやろうということで、例えば問2であれば、発注者支援業務の各業務の関心について「関心がある」「以前はあった」というような1、2、3、4をお聞きしています。発注者支援業務全体ではなくて、それを構成します4つの業務それぞれ分けて聞くということで、その4つどのような差があるのかなというところで、今年に変更してアンケートしてございます。

発注者支援業務への関心につきましては、この下にグラフをつけてございますが、「関心がある」もしくは「以前関心があった」といったところを含めると、多いもので監督補助業務が6割程度関心がある、少ないところでも技術審査補助業務では4割程度の会社が

関心がありましたという回答がございました。

3ページ以降の間3以降につきましては、間2のところ、「関心がある」「関心があった」という人たちに対して、関心があるのになぜ入札に手を挙げていただけなかったのかというところを聞いてございます。

3ページ目のほうにいきますと、こちらは参加に至らなかった主な理由についてということで、幾つかの項目を聞いております。聞き方としましては、①②③と続くようにありますが、こういった理由ですかねということをごちからからお聞きしまして、「該当する」「該当しない」というイエス・ノークエスチョンで聞いてございます。青い色が「該当」、赤が「該当しない」ということになってございます。

こちら1つ1つは御説明しませんが、まず経営的判断の理由として幾つかこちらから提示したところ、4ページ目の下にあります⑥適切な技術者が社に在籍していないというところから、5ページ目の⑦⑧⑨のところは特に青が多くなっているのかなというのが御覧いただけるかと思えます。

この⑥⑦⑧⑨というのは、基本的には技術者が不足しているというのが青になってくるという質問でございます。先ほどの適切な技術者がいないですとか、技術者を確保するのに時間が足りない、業務専属となり、技術者が拘束されるのがネックになっているといったところが、8割を超えるような会社が該当すると答えているところから、技術者不足というのが参入していただくのに問題になっているのかなというところが見て取れました。

続きまして、6ページでございます。こちらはまたちょっと違う観点の質問ですが、⑩⑪のところは発注ロットの大きさ、大き過ぎてちょっと対応できない、小さ過ぎて採算を確保できないといったところが原因になっていきますかとお聞きしたところ、3割ぐらいが⑩のほうでは該当する、⑪のほうでは1割程度ということで、発注ロットが大き過ぎる、小さ過ぎるというのはそこまで大きな原因にはなっていないのかなと、こちらのアンケートから感じているところでございます。

続きまして、7ページ目以降は、入札参加資格要件の理由というところでございます。こちら青が半分を超えるようなところが幾つかございますが、この後のアンケートでもう少し詳しく聞いているところがございますので、そちらでまとめて御説明をさせていただきます。

こちら8、9ページのところで、総合評価による理由等々も聞いてございますが、9ページ一番下のところを御覧いただきますと、その他、上記に該当しない理由で、何か手

を挙げなかった理由はございますかということで自由記載欄も設けてアンケートしてございます。9ページの下、(4)のところでございますが、そこで書かれていたものとしましては、「業務場所に常駐勤務できる技術者が確保できない」ですとか、「有資格者が限定され手持ち業務の関係で対応が困難」といったコメントがございました。

続きまして、10ページのほうにまいります。こちらからまた幾つか問いがありまして、10ページの上の問4でございますが、入札参加要件についてどのように考えていますかということ、こちら4つの業務それぞれに聞いております。この問いといたしましては、選択肢は「改善すべき点がある」「現状のままで良い」というふうに聞いておりました。赤くしているのは「現状のままで良い」ということで、6割から7割ぐらいの会社からはどの業務も「現状のままで良い」という回答ではあったんですが、改善してほしいという声が3割ぐらいあるという受け止め方をしまして、どういうふうに改善したらいいでしょうかというのを、その後、問5で聞いてございます。

そちらで改善すべき点があると答えた会社に、さらに、例えばこういったところですかねというのが10ページの問5の(1)、例えば企業及び管理技術者に求める業務実績について緩和したほうがいいですかという質問に対しては、6割を超える会社から業務実績の緩和をしてほしいという声が上がっております。

続きまして、11ページのところで(2)としまして、今度、管理技術者なり担当技術者に求める資格要件の緩和について聞いてございますが、こちらは先ほどより少し少なめですが、3割から5割ぐらいのところを緩和してほしいという回答でございました。

そこで、入札要件の緩和について何か自由コメントありますかというところが、11ページの下でございます。こちら具体的なところでいいますと、企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件の対象期間を「過去10年」から「過去15年」に拡大緩和したのは良いと思いますと。

これをちょっと補足いたしますと、これはこのとおりコメントがあったんですが、平成27年に緩和策としてやったのがこちらでございます。過去10年しか見られなかった実績要件を15年に拡大したという、27年にやったものを評価する意見があったのかなと思ってございます。

それ以外には、港湾・空港以外にも工事の実績として認めてほしいという意見ですとか、あと一番下になりますが、資格要件を満たさない担当技術者の配置、今、複数いる現場では1人だけ認めているんですけれども、それをもう少し増やしてほしい。具体的に書かれ

ていますが、担当技術者総数の半分未満まで緩和してもらいたいといった意見もございました。

続きまして、12ページを御覧ください。こちらでも総合評価の加点について改善すべき点があるないというところをお聞きしたところ、3割ぐらいの方が改善すべき点があるということで、その次、問7で改善すべき点があると答えた方に聞いたところ、管理技術者もしくは担当技術者の業務実績に関する評価を改善してほしいという声はかなり、技術審査補助については100%でございましたが、業務実績の緩和という声が大きいということが分かりました。

13ページ、こちらも同様に下のほうに自由記載の意見を載せてございますが、例えば業務実績の対象は港湾・空港に関するもののみなので、「国が発注した建設コンサルタント業務」に広げてほしいという声ですとか、あとは地域が限られると人員の選択が難しいという声もございました。

13ページの一番下でございますが、問8と書いてございますが、これまでの問1から問7を踏まえて、それ以外に何か御意見あればということで記載してもらったところ、幾つか声が出てきてございます。

主なものをここに挙げてございますが、入札に参加できない主な理由として、人材不足ということをおっしゃっている会社もございました。またさらなる資格要件の緩和を望むという声もいただきました。また、担当技術者の確保が近年難しくなっており、配置予定技術者も高年齢化が進んでいる状況という声ですとか、配置予定技術者の業務確保に苦慮している状況といったコメントが具体的にありました。

以上がアンケートの結果でございますが、それを踏まえて、14ページに結果を総括してございます。冒頭に申し上げましたが、今回発注者支援業務という一くりにしたのではなくて、4つの業務それぞれでアンケートしました。もちろん多少差はあったんですけども、全然違う方向、大きな差はなかったのかなと考えてございます。

その中で多く出ていた意見ですとか、今回のポイントだなと思うところとしましては、技術者の不足が課題という声が多かったと思ってございます。具体的な意見の中でも、資格要件を満たさない担当技術者の配置では認められる人数を、1名から全体の半数未満に緩和してほしいといった具体的な意見も寄せられていたところでございます。

また、全業務4つ共だと思っんですけれども、発注ロット自体を大きくしてほしい、小さくしてほしいという声は大分なくなってきたのかなと考えてございます。

あともう一つとしまして、14ページ一番下のところでございますが、業務実績の緩和、拡大を望む声が多かったかなと思ってございます。具体的な意見としましては、先ほども補足説明も含めてお話ししましたが、業務実績要件について過去10年以内から15年以内に拡大したのはよかったといった声も出てきて、拾えたところでございます。

続きまして、15ページでございます。今のアンケート結果を踏まえて、では来年度以降の港湾・空港における発注者支援業務の実施要項をどうしていくかというところで、①②③④というふうに緩和策を考えてございます。

まず1つ目でございますが、アンケート結果等を踏まえまして、「発注補助業務」「技術審査補助業務」において、一つの履行場所に担当技術者を複数名配置する場合には、資格要件を満たさなくても配置可能という人数を、今1名になっていますが、そこを最大2名まで増やすことにしたいと思ってございます。具体的な書き方ですとかイメージは、また次のページで御説明をいたします。

2番としまして、技術者不足という声が多く出てきてございましたので、技術者不足と併せて業務実績の緩和という声もございましたので、企業及び管理技術者と担当技術者における業務実績要件を、現在、「過去15年」としているところでございますが、さらに5年広げまして、「過去20年」まで見るようにしたいと考えてございます。

大きくこの2点、実施要項を変更した上で、さらに③④ということで、やり方のほうでございまして、技術者を確保するためにしっかりと時間が欲しいという声もありますので、入札参加企業の増加を図るためにも入札公告をできるだけ早くということで、年内に入札公告を公示できるように努めてまいりたいと思ってございます。

また、発注者支援業務については、周知を徹底するために、今回の実施要項（案）が確定した後、速やかに本省と各地方整備局それぞれで港湾技術コンサルタンツ協会など、関係業界に対して説明会を実施してまいりたいと考えてございます。

次の16ページ、17ページに、今御説明しました①②の実施要項の変更案の具体的な記載を載せてございます。

1つ目のほうでございますが、現行というのがちょっと字が小さめになってございますが、上の表の一番上の行のところを下の赤字のように変えてございます。現在は、一つの履行場所において複数名を配置する場合は、そのうち1名だけは資格要件を満たしてなくても配置可能ですと。どんなに人数が多い現場でも1人だけというものでございますが、変更後としましては、担当技術者が2人か3人であれば、そのうち1人は資格を満たして

いなくても大丈夫ですと。さらに4人を超える技術者を配置するところでは、最大2人まで資格要件を満たさなくても大丈夫ですということで、意見では人数の半分未満までということで、例えば8人だったら3人まで認めてほしいという意見はあったんですが、急にそこまで増やすのも問題ですので、取りあえず今よりは少し緩和をして、最大2人までというふうに考えてございます。

17ページのほう、2つ目でございます。こちらはいつまでに完了した業務を業務実績要件として認めますということですが、書き方だけですので、従前どおりであれば平成18年以降というところを、平成13年以降完了したのまで認めますという書きぶりに変えていこうと思っております。

ちょっと駆け足になりましたが、説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について御質問、御意見のある委員の方は、御発言をお願いいたします。

関野先生、お願いします。

○関野副主査 御説明ありがとうございました。要件緩和をかなり進めていただいているということですが、今御説明ありました11ページの管理技術者に求める業務実績のところ、港湾・空港以外の工事も国の工事なので認めていただきたいということだろうと思うんですが、これはなぜ認めないんでしょうか。かなり特殊だという理由があるからかなと思います。

○内藤建設企画室長 ありがとうございます。今御質問いただいた件ですけれども、港湾ですとか空港の工事といいますと、現場が例えば海の上ですとか、大きな船、機材を使って工事するといったところが中心になってまいります。そうすると、陸上のほかの港湾・空港以外の工事に比べまして、海象条件といったところも含めた気象条件、自然条件ですとか、もしくは使う機械が、そもそも船というものをイメージできない方が入ってきてしまうと、工程管理なども含めて、工事がしっかりとできるのかなというところがありますので、そこは港湾・空港工事の特殊性ということで、その経験を外すと、品質確保が難しくなってくるのかなと考えているところでございます。

○関野副主査 ただ、業者はそれを分かっている、特殊なものだから、その実績を求められると、手を挙げたくても挙げられないということを行っているんだと思うんです。なので、安全は大事だと思いますけれども、請け負う側は多分できると思っているのに認め

ないというのは、ある程度の兼ね合いはありますけれども、考えていただいたほうがよろしいんじゃないかなと。そういう御意見があるのならば、施工側が多分、責任を取れるのではないかと思うんですが、と考えました。

○内藤建設企画室長 そういった御意見もあることは承知してございますが、繰り返しになりますが、こちらとしましても工事は、当然安全ですとか、そういうところが大事ですので、また工事中が安全であってもできた後の安全、品質ということもあるので、そこは慎重にやっていかなきゃいけないのかなと捉えているところでございます。

○関野副主査 ただ、このおかげで1者応札が続いてしまうということになると、将来的に立ち行かなくなるおそれがあるのではないかと危惧しますが、実績者は減っていくだけで、増えていかないという話になってしまうので、将来的にもちょっとお考えになっていただいたほうがよいと思います。

○内藤建設企画室長 今回の御指摘の点もあろうかと思いますが、今回のアンケートでも135社にアンケートを出してございますが、興味を持ってダウンロードしていただいている会社はあるんですが、実際手が挙がってきてない。

そういった中で要件緩和を求める声で、例えば技術者、経験を有する人だけではなくて、資格要件を少し緩和することで、例えば無資格の人を少し入れることができることで、手を挙げるができる会社が出てくれば、そういった会社が今後さらに、短期的なものだけではなくて、会社の人材育成、経験者を増やすことにもつながりますので、より中長期的な目で見ても参入促進が促されるのではないかとこのことを期待して、今回の要件緩和を考えたところでございます。

○関野副主査 分かりました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○梅木副主査 御説明ありがとうございます。必要な技術や経験を持った人材をなかなか手配できないというところ、ますます今後も課題になっていくのではないかと思います。そういったところで、今おっしゃったような資格や経験の浅い方が行うのを認めて、長い目を見て育成して行って、事業を提供できる人材を育てていくという要件緩和は有効だと思います。

一方、今の関野副主査からも御指摘あったように、実務実績、過去に実績がないと手を挙げるできないという状況については別の手を打たないと実績はいつまでも増えていかないと思います。例えば他社と組んで共同で入札していくところをもっと促していく

などの取組というのは検討されているのでしょうか。

いただいた資料を見ますと、JVをつくっての入札というのも実際行われているようですが、全体で占める割合から見るとまだまだ10%ですので他社にないものをお互い組み合わせて、こちらの事業に入札するというのがもっと促進されていけば、応募できる業者がもっと増えていくのではないかと思います。この辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○三浦課長補佐 今回の設計JVの設定のところなんですけれども、これはそもそも発注者支援業務は単体企業でも設計JVでも入札参加できるよう全ての案件で競争参加資格要件の設定にしております、設計JVで入札参加する場合、どの企業同士で組むかというのは、結局は企業間同士の戦略として決まってくるので、その結果として、単体企業として入札参加するのか、設計JVとして入札参加するのかという結果になってございますけれども、そこは企業間同士の戦略で決める設計JVに対し、変な縛りをかけるわけではなく、全ての案件で設計JVとして入札参加してもオーケーですよというふうにはしているもので、結果として、思いのほか設計JVとしての入札参加は少ないかもしれませんが、そこは引き続き全件対象にしながら、民間企業が設計JVとしても入札参加が増えてくるのか、もう少し様子を見ていく必要があるかなと思っております。

○梅木副主査 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

加藤先生、お願いします。

○加藤専門委員 加藤です。どうも御説明ありがとうございます。

論点は同じなんですけれども、港湾は特殊だと思うんですけれども、港湾といっても、比較的陸に上がったような港湾も多分港湾の対象だと思うんです。なので、例えば業務ももう少しカテゴリーを細分化して、港湾とか空港の業務経験がないような人にも任せられるような業務も、それは数は多くないのかもしれないんですけどもつくって、そういうところで少しずつ経験してもらってくるという入り口みたいなことも検討していくことも一つの手なのかと、今伺っていて思っていたんですけれども、そういう可能性すら全然ないんですか。

○内藤建設企画室長 ありがとうございます。可能性としてはゼロではないと思っておりまして、ただ、港湾の工事もその年ですとか、地域によってどれぐらい量があるのかということによって、1本の発注者支援業務を出すために、ロットがどこまで大きさを組める

かというところがあるので、現場の状況なども見ながら、御指摘いただいたところも踏まえて何か改善できるものはないか、また今後、検討していきたいと思います。

○加藤専門委員 字面だけだとあれですけども、監督補助とかはなかなか難しいかもしれないけれども、例えば積算系のものであれば、知識がちょっと足りなければ身につければ対応できるんじゃないのかなと思ったりもして、業務の種類によって必ずしも実績が、もちろんあるほうがいいんですけども、なくても対応可能な強弱はつけられそうなのかなと思って、少し入り口が緩和できるようなものがあれば、そういったものから少しやってみることも将来的には必要なのかなとちょっと感じましたので、将来的な検討としてお考えいただければいいかなと思いました。よろしくお願いします。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。井熊主査お願いします。

○井熊主査 今、先生が言われたんですが、先ほど、例えば関野さんが言われた資格要件を満たさない担当技術者の配置のところは、半数未満というところにいまして、まずは1名という感じなんですけど、そういう逐次ではなくて、一挙にやるという気持ちも必要なのかなと。昨今、デジタル技術によっていろんな人とのコミュニケーションも昔とは隔世の感になっているわけなので、そういう技術をやっていけば、昔も1人まではよかった、今も1人まで、やっと2人まで、そういう段階ではないのかなと思いますので、今国を挙げてデジタル化で拡大を図ろうと思っているわけですので、そういう可能性も含めて御検討いただけないかなと思います。

2ページにある発注者支援業務の関心ということに関しても、これは事業を抱える業務としては結構衝撃的な数字なんじゃないかなと思うわけです。いかに頑張っても関心のあるところが2割か3割しかいないのでは、応札者を増やすことはできないのではないかと思います。しかもそれが、以前関心はあったが今はないということが一定程度、少なからずあるわけなので、事態は悪化しているということになるわけですね。ですので、こういう発注に関する考え方が今日変わったというメッセージを与えられるような緩和を逐次じゃなくてできないのかなということも、もう1回検討していただきたいと私は思います。

○内藤建設企画室長 ありがとうございます。こちらでもできるだけ緩和しようということで、興味を持っていただいている企業が減ってきている中でも、まだ興味を持っている方からしっかりと手を挙げていただけるように、アンケートを踏まえて手を挙げられない理由に対応できる緩和策を考えてきたところでございます。

一方で、安全、品質確保というところは、こちらもちよつと慎重にならざるを得ないのかなど。御指摘はごもっともかと思いますが、少しずつの緩和で1人というのをまずやって、今度2人にしていうところでやっていければと思っております。

ただ、御指摘の趣旨は十分こちらでも理解しておりますので、今回の効果を見ながらまた考えていくということで、御理解いただければと思っております。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。井熊主査お願いいたします。

○井熊主査 今、国土交通省からいろいろ御説明いただいたんですが、今の資格のない人の数であるとか、加藤専門委員が伺った他分野での経験の評価であるとか、もう一步拡大できないかなということをお検討いただけないかなと考えます。その意味でそのところをもう1回御検討いただいた上で、その結果を事務局に御連絡して、各委員がそれを確認した上で本委員会に送ってはどうかと思いますが、先生方いかがでしょうか。

(異議なし)

では、そういう形で進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

(厚生労働省入室)

○事務局 続きます、「教育訓練講座受講環境整備事業」の実施要項(案)について、厚生労働省人材開発統括官若年者キャリア形成支援担当参事官室河嶋参事官より御説明をお願いしたいと思います。

○河嶋参事官 厚生労働省の参事官をしております河嶋といいます。よろしく申し上げます。

私のほうからは、教育訓練講座受講環境整備事業につきまして、資料C-3に基づきまして、事業の概要をまず説明させていただければと思います。

まず、この事業の前提となる制度がありますので、そこから説明させていただきます。資料の上のほうですけれども、教育訓練給付制度というのがあります。これは労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るために雇用保険の財源を基に、労働者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講した場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するという制度になります。

この制度の対象となる教育訓練講座を大臣が指定するに当たって、教育訓練施設からの指定申請に対しまして講座の訓練内容などの調査を行うというのが、今回の対象となる教

育訓練講座受講環境整備事業になります。

また、収集した教育訓練実施者と指定訓練の情報を教育訓練給付制度情報管理検索システムというものでデータ入力して、データベースにして、インターネットを通じて受給希望者等の国民に情報提供をやっているものになります。具体的には、下に委託事業の流れというのを書いていますけれども、こんなことになっています。

この教育訓練講座なんですけど、種類が3つありまして、一般教育訓練と特定一般教育訓練と専門実践教育訓練というのがありまして、それぞれ令和2年10月1日現在、最新の指定講座数は一般教育訓練が1万1,020講座、特定一般教育訓練が406講座、これは昨年10月から追加されたばかりなので、講座数は若干少なくなっています。あと、専門実践教育訓練が2,500講座というふうになっていまして、こういう指定講座数が1万3,000を超える数もある。

あと、指定の有効期間が3年間になっていまして、3年たったら再指定申請がまいります。さらに新規の申請もありますので、そういう再指定申請と新規の指定申請を合わせると、トータルで相当数の申請が来ると。それを全部、厚生労働省直轄で教育訓練内容、講座の内容を審査しているのととてもなく大変になるので、ということで事業者に委託をお願いしているというのが、この事業の内容になります。

あと、細かい実施要綱の具体的な内容につきましては、辻野から説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○辻野職業能力開発指導官 厚生労働省の辻野と申します。私のほうからは、今回の民間競争入札実施要項の見直し点について御説明させていただければと思っております。資料のC-2を御覧いただければと存じます。

まず、1ページ目でございますが、今回の事業の対象年度を単年度に見直しするという事で案を作成しております。こちらは民間事業者の方々、現行の実施要項に基づき事前にヒアリング等させていただきまして、3年間という事業を受託するには実施体制等をしっかりと整備してないと受けにくいですとか、あと途中で制度変更があった場合に受け入れられない場合があり得るですとか、そういった声がありましたので、単年度という形にするほうが、より民間事業者の方々に手を挙げていただく可能性が高まるかと思って単年度にしております。

この後、また御説明もさせていただきますが、この講座事業について電子化の検討も進めていきたいと思っているところ、今政府の動きとしてデジタル化という動きもあります

が、我々の事業についても単年度という短いスパンのほうが効率的に、あと迅速に電子化に向けた見直しも可能になると考えておりました、そういった意味も含めまして単年度ということにさせていただいております。

次からは、修正点を基本的に御説明させていただきたいと思っております。誤字の修正等が多くて恐縮でございますが、まず5/70、5ページ目を開いていただければと存じます。

こちらは2のほうで事業概要を説明させていただいております。こちらは先ほど河嶋のほうからパワーポイントに基づいて御説明させていただいたとおり、平成30年の制度改正がありまして、新たに令和元年9月から、特定一般教育訓練給付制度というものが創設されております。それによって申請講座数等々が増えているという経緯がございます。

次、開いていただきたいページは、10/70という10ページになります。こちらについて、⑤でデータの保管という記載を今回新たに追加させていただいております。基本的に申請に係る書類についてはまだ紙ベースであることが多いのですが、今後、押印などの廃止によっては、エクセルで提出していただくことも可能になると考えておりました、そういったデータの保管に関してしっかりと管理するよということ、業務内容として追加させていただいております。

次、11/70というところを御覧いただければと思います。一番下のところで、(6)の②でございます。業務の改善提案について、より詳細にお願いしたい内容を記載させていただいております。調査対応ですとか、工程に関する具体的な提案等を書かせていただいておりますか、プラスアルファとして、電子化対応についても積極的な見直しについて御提案いただきたいと思っております。厚生労働省、我々担当者においても、システムについて詳しくないといったところもございますので、そこも民間事業者の方々の積極的な御提案をいただきながら、共にふさわしい電子化対応を進めていきたいと考えているため、こういった記載にさせていただいております。

続きまして、16/70ページを御覧いただければと思います。こちらは制度改正に伴う修正でございますが、女性活躍推進法が令和元年度に改正されたこともあって、プラチナえるぼし認定というものが新たに追加されております。こちらについては認定のレベルが上がるということで、後で御説明する評価基準について任意で加点要素としております。

実施要項の本文について、主な修正点は以上でございますが、続きまして、別紙以降について修正点を御説明させていただければと思っております。

まずは33/70、33ページを御覧いただければと存じます。こちらは黄色のセルで塗らせていただいているところがございます。別紙1については、具体的な業務内容について記載させていただいているのですが、こちらパブリックコメントをかけさせていただいたところ、専門的なワードが多いという御指摘をいただきましたので、その御指摘いただいた例について、米印でどういったことを指しているのかというのをより詳細に記載させていただいたものになります。

同じ観点での修正が36/70にもございます。仕分表とはどういったものを指すのかという御指摘がパブリックコメントでございましたので、米印のほうでより詳細な定義を記載させていただいております。

最後、御説明させていただきたいページは、59/70というところになります。別紙6-2でございます。こちらは実際に入札していただいた民間事業者の方々をどう評価するかという評価基準になるところですが、今回配点の見直しを行っております。具体的には、1、業務の実施方針等、上のところがございます。10と5のところに黄色でマーカーを引かせていただいておりますが、こちら従前は、下の任意で計画の妥当性を10点としていたところ、今回は任意の上のほう、独自の提案がなされているかどうかについて、5点移し替えております。

こちらは先ほど申し上げたとおり、電子化の対応を進めていきたいと思っているところ、民間事業者の方々のお知恵を積極的にいただきたいと思っておりますので、こちらのほうに加点をプラスさせていただいております。

私のほうから、実施要項の詳細な修正点について御説明させていただきました。委員の皆様から御忌憚のないアドバイスをいただければ幸いです。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

関野先生、お願いします。

○関野副主査 今の御説明ありがとうございます。

最初のところで、3年を1年にしましたという御説明ですけれども、資料C-4の過去を見ると、過去はずっと単年度だったのですけれども、1者応札なんです。単年度にしたからよいというのはちょっと疑問なところがあって、3年も長いかなという気がするので、ほかの請負業者というのは大体2年か3年のほうが請けやすいんですけれども、単年度の

ほうがよいというふうには直接は言えないと思うんですけども、例えばパブコメではどうだったんですか。ここではっきりと、T社という会社が単年度がいいと言っているんですかね。そこをちょっと確認したいのですけど。

○辻野職業能力開発指導官 御回答させていただきます。パブリックコメントでは、具体的に単年度のほうがよいといったコメントはいただいておりません。ただし、今現行の実施要項をいろんな事業者の皆様と相談させていただいたところ、3年度を受け入れるための体制ですとか、新規に入るならなおさら体制を受け入れる準備が整わないですとか、制度改正があったときにすぐ対応できる自信がないですとか、そういったことで単年度のほうがより手を挙げやすくなるのではないかというコメントをいただいたところでございます。

○関野副主査 2年というのは、どなたかの業者が言われたんですかね。3年とか1年じゃなくて、2年ということはないですかということなんですけど。

○辻野職業能力開発指導官 具体的に2年というお話をさせていただいたことはありません。複数年度か単年度かという議論をさせていただいたところ、やっぱり単年度という御意見が多かったということです。

○関野副主査 珍しい業界だと思いますが、分かりました。

○事務局 梅木先生、お願いします。

○梅木副主査 ありがとうございます。私も今の点について、疑問に思っています。普通は単年だと、経験値がたまるところで翌年以降もそれが生かせないので、事業を継続してやる魅力が業者側にあまりないということで、単年ならむしろ2年とか3年といった、複数年にするところを、今回は逆にするところが、これまでのほかの案件と違うところであり疑問を持っております。それに絡めての御質問ですが、資料C-2の10ページ、実施要項のところデータの保管について追加で要項に盛り込んでいらっしゃいます。

受託者は、データで受領できるものについてデータベースを整備するなど、保管できるシステムを確保することといったときに、こういうシステムを用意するのは業者にとっては手間だと思いますが、用意したのに翌年それが使われないということだと、むしろ効率や、コストベネフィットの観点から考えると下がると思います。

ヒアリングされたときには単年のほうがという御意見があったので、3年契約を1年に変更されることをお考えということですが、ただ、その前提として、データの保管についてのシステム確保というのがない状態でのヒアリングでそういう声が上がってきたのでは

ないかと思いますが、このデータ保管の要件を実施要項に盛り込んでも、なお単年のほうがいいとお考えなのか、この辺りについてどれぐらい踏み込んで検討されたのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

○辻野職業能力開発指導官 回答させていただきます。データの保管等々、電子化対応についても事前に民間事業者の方々と相談させていただきまして、事業者の方々の前例なども踏まえまして、今回記載させていただいたところであります。

単年度との関係につきましては、政府全体でデジタル化の対応が進んでいるところ、あまりこの事業で作り込んでしまいますと、なおさらまた回収作業が発生してしまうといったことも想定されるため、まずは単年度でデータベースを少しずつ整備していく。一方で、政府全体の動きと合わせて、より抜本的に政府全体のデジタル化の対応と齟齬がないようにしていくという意味でも、単年度がふさわしいのではないかと考えて設定させていただいております。

○梅木副主査 分かりました。その場合、変更した後の1年目と2年目、3年目の業者が替わったときに、この辺のデータベースを使われるものも業者によって変わってくるけれども、そこは仕方がないという御認識なんではないでしょうか。

○辻野職業能力開発指導官 御回答させていただきます。そちらにつきましても引継ぎ期間とか、そういったものの引継ぎや移管について検討していきたいと思っておりますし、他方で政府のシステムとのリンクというものは、政府全体の進み具合にもよりますが、このデータベースにおいても設定させていただきたいと思っておりますので、そこで整合性を図っていきたいと考えております。

○梅木副主査 過去に問合せがあったときに遡ってということがあるのではないかと思いますので、一つのデータベースに過去数年のデータが入ってくると、管理していく必要が今後もあると思いますが、そこは毎年業者が替わって、使うシステムが変わるとしても、業者の方に引継ぎをしてもらい、データの移管もちゃんとしていくということを、この4期以降の実施要項に盛り込んで、そこの引継ぎも要求するというのを追加していくということになるのでしょうか。

○辻野職業能力開発指導官 データベースに関しましては、もちろん業者の方々だけが使えるようなシステムになり、今度厚労省側も使えないようなシステムになってしまうと、そこは途切れてしまいますので、引継ぎも前提の上でより検索しやすい、例えば申請のデータを保管しやすいシステムを作っていくことに関して、厚労省の担当と共に検討してい

きたいと考えております。

○梅木副主査 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 井熊主査お願いします。

○井熊主査 これ今までほかの事業者の入札を阻んでいるものって何なんですかね。ここで低価格だというのが1つ出ているのと、あと業務の内容を見ると、専門的な知識が今後求められるのは紹介業務のところぐらいかなと思うんですが、一番大きなハードルは何だとお考えですか。

○辻野職業能力開発指導官 お答えさせていただきます。こちらにつきまして、専門的な知識が求められるのではないかとこの事業者のお声も多くございます。制度そのものに関する知識もございまして、あと学校種とか講座の内容について、どこまで問合せで深い質問ができるかどうかですとか、そういったことをするための人材育成をどういう形ですべきかとか、そういったことに関して課題を抱えている。問合せについても、審査の要件を具体的に分かった上で質問しないと、より手間が多くなってしまいう問題点がございまして、そういった専門的な知識のところハードルを感じていらっしゃる事業者もいると伺っているところでございます。

○井熊主査 まず、そうであれば、専門的なところに関する不安を取り除くことについて、こちらから情報提供してあげて、もしも最後分からないところはサポートしてあげるとかいうところがあるのかなということが予測されます。

あともう一つ、改善を受け入れるというのはとてもいいことだと思うんですが、今、お二方から御指摘があったように、改善するとなると、いろんな業務の中をシステム化していくわけですよね。システム化して、改善のためにシステムをつくるので、そのシステムの投資回収を考えても1年より2年、3年のほうが投資回収できるので、例えば1年間1億円のものに投資するんだとしたら、何百万円ぐらいしかシステム投資はできないかもしれないけれども、3億円になればその何倍かのシステム投資ができるので、先程来、民間の提案を期待されているということであれば、人的なものも含め、システムのなところも含め投資をするわけです。そうすると、その回収期間というのは普通多めのほうがいいなと考えるんですが、そのところは どうお考えですか。

○辻野職業能力開発指導官 単年度にすべきか2年、例えば3年の複数年度にするかにつきましては、おっしゃるとおりそういった投資とベネフィットの関係について、データシステムに作るにおいてどういう在り方がよいのであるかということはいさし検討したい

と思います。

○井熊主査 あともう一つは、入札するとき低価格というところに対して答えが出るのは、民間が改善した、こういう提案のほうがいいですよというものをらせて、それを受け入れてくれるかどうかということにかかっていると思うので、その意味ではぜひそのところの検討をもう1回されたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○事務局 ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。井熊主査お願いいたします。

○井熊主査 今、私も含め3人とも、1年でいいのかという話が共通してあるので、民間に対して期待しているという姿勢は、こういう御時世、デジタル化の中で民間の知見を得ようという合理性は本当にそのとおりだなと思うので、その意味でも民間の期間は1年でいいのかどうかという、そこを再検討していただいて、また事務局のほうにもその結果を御報告していただけないかなと。それを委員が確認した上で、次の手続に進んでいけばいいのではないかと思いますので、先生方いかがでしょうか。

○関野副主査 結構です。

○井熊主査 では、そういう形で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。皆さん、どうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —